

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	40 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	21 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月及び同年3月

申立期間が未納であるということが、年金請求時の事前通知で初めて分かった。この期間の保険料については、出入りのA銀行（現在は、B銀行。以下同じ。）C支店の担当者に納付を頼んだはずであるので、納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立人は国民年金保険料の前納制度を数多く利用している上、平成10年7月からは国民年金基金に加入しており、年金への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年6月に払い出されていることから、申立期間については、保険料の過年度納付が可能な期間であり、D市では、申立期間当時、過年度保険料の納付書を発行し、過年度保険料の督促もすることはあったとしている。

さらに、申立人は申立期間の保険料をA銀行C支店の担当者を通じて納付したとしているところ、B銀行は、申立期間当時、A銀行C支店で保険料の納付は可能であったとしており、申立人の主張と一致していることから、申立人は、過年度納付書により金融機関で保険料を納付したものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から49年3月まで

A市在住時、夫の兄の妻（以下「義姉」と言う。）に勧められて昭和45年7月ごろから国民年金保険料を納付し始めた。2か月ごとに集金人（40代女性）が来ていた。その都度、1,000円ぐらいを納付していた記憶がある。49年3月にB市へ転居したが、A市で国民年金に加入していたので、引き続き集金人が来るものと思っていた。その年の秋ごろ、団地の人が国民年金制度の説明に来て「加入されますか。」と聞かれたので、とりあえず新しく国民年金に加入してしまった。役所のやることなので間違い無いと信じていた。納付の事実を確認できる領収書等は残っていないが、確かにA市で保険料を納付していたので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年7月ごろ、近くに住む申立人の義姉から国民年金の任意加入を勧められ、義姉の知人であった集金人に加入手続を行い、当該集金人に保険料を納付していたとしている。この点については、その当時、A市では、婦人団体が納付組織として保険料を集金していたこと、及び納付組織が適用資格関係の書類の取り次ぎ業務を行っていたことが確認でき、申立人の説明と符合する。

また、申立人の義姉は、昭和45年7月ごろは厚生年金保険被保険者であったが、46年7月の厚生年金保険脱退と同時に国民年金に任意加入し、以後、保険料を完納しており、申立人に任意加入を勧めたとする当時にも、任意加入制度への理解が高かったものと推認される。

さらに、申立人の友人夫婦は、申立期間当時、申立人から、国民年金に加入して保険料を納付しているとの話を聞いていたと証言しており、上記の点も踏

まえると、申立期間当時に、任意加入の手続を行い資格取得していたとする申立人の主張には、信ぴょう性が認められる。

加えて、社会保険庁の記録により申立人が国民年金の資格を取得したとされる昭和 49 年 11 月以降、申立人は、60 歳到達月の前月までの保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から同年3月まで

私は、申立期間当時、国民健康保険料等納付すべきものすべてについて、毎月、公民館で、居住していた町内組織に現金で納付していた。国民年金保険料についても、同時に納付していたはずであり、申立期間の3か月の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間326か月のうち、申立期間の3か月を除く323か月の保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期等の記録から、申立人の国民年金加入手続は昭和51年2月ごろに行われたものと推認される。このことから、申立人は、その夫が51年2月20日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後に、国民年金の加入手続を行ったものと考えられる上、その後の強制加入と任意加入の資格種別変更手続も適切に行われており、申立人の国民年金制度への理解及び保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、社会保険庁の記録では、上記323か月の国民年金保険料の納付のうち、過年度納付として記録されている期間は1か月（平成13年1月分）のみであり、申立期間の前後の期間の保険料は、すべて現年度納付されていることから、申立期間の3か月の保険料のみ未納としたとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月から40年12月まで

私は、昭和38年10月に婚姻し、同年11月ごろ、夫と一緒にA市役所で国民年金の加入手続を行った。保険料は、夫が私の分と一緒に納付しており、私だけ未納となっているのは納付できない。申立期間について、特例納付をした記憶も無く、保険料を還付された記憶も無いので、納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号の払出日は、申立人が昭和42年5月、その夫が38年11月と記録されており、この記録に基づけば、申立人は、42年5月ごろに初めて国民年金の加入手続を行ったことになる。

しかし、社会保険庁の記録では、申立人は、上記の国民年金加入手続時期を基準とすれば、時効により保険料を納付することができない期間に該当する昭和38年9月から39年1月までの保険料を納付したことが確認できるほか、当該期間の保険料が特例納付されたことを示す記録も見当たらない。このことから、申立人が主張するとおり、申立人はその夫と同時期（昭和38年11月ごろ）に加入手続を行い、上記期間の保険料を、その当時に納付したものと考えるのが自然であり、申立人の夫が、申立期間の保険料を現年度納付したことが確認できることから、申立人も同様に、現年度納付していたものと推認できる。

一方、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、申立期間の国民年金保険料が、「徴収決定外誤納」との事由により、昭和51年9月に還付決定されたことが記載されており、還付整理簿でも、同様に

還付決定され同年 11 月に還付金が支払われたことが記載されている。この還付金額は 2 万 700 円であり、申立期間の保険料を第 2 回特例納付により納付した場合の金額と一致する。

しかし、申立人は、特例納付を行ったことは無いとしている上、被保険者台帳にも、申立期間の国民年金保険料が特例納付されたことを示す記載は無い。このことから、特例納付された保険料を還付したとする社会保険庁の記録は不合理であり、事実と異なる事由により還付手続が行われたものと推認されるほか、被保険者台帳の還付記録は、還付金額や還付対象期間の記載がすべて上書き修正されており不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 2 月から平成元年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月から平成元年 7 月まで

私は、A 市 B 町に国民年金保険料の納付書が届き、それにより毎月、保険料を金融機関で納付していたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間のうち、申立期間を除くすべての期間の保険料を現年度納付しているほか、複数回にわたる厚生年金保険と国民年金の切替手続や第 1 号被保険者と第 3 号被保険者の切替手続を適切に行っているなど、国民年金制度に関する理解や保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法について、毎月、納付書により、C 信用金庫 D 支店又は E 銀行 F 支店で納付したと具体的に説明しているほか、A 市では、その当時、1 か月ごとの納付書を発行していたことが確認でき、申立人の説明と一致する。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により国民年金保険料の納付日が確認できる平成 11 年度以降の納付日を見ると、ほぼ毎月保険料を納付していることが確認でき、申立期間当時、毎月保険料を納付したとする申立人の主張に不自然な点は見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの期間及び56年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年1月から同年3月まで
② 昭和56年4月から61年3月まで

私は、昭和50年4月分の保険料から、順次、国民年金保険料の申請免除を受けていた。60年7月までに、50年4月から53年3月までの保険料を追納し、その後も追納するつもりでいたところ、61年11月に、間違えて免除していたので保険料の追納はできないと言われた。

また、申立期間の申請免除が取り消されていることは、平成19年に社会保険事務所に行き初めて知った。保険料の免除の取消通知書は受け取っていないし、免除承認通知書があるので、申立期間を保険料の免除期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年度から52年度までの期間及び申立期間の保険料は申請により免除されていたが、遺族年金を受給しており（受給開始は昭和45年1月）、強制加入対象者でないことが判明したことにより、61年11月に、保険料を追納した期間（昭和50年度から52年度までの期間）以外の期間は無資格期間と資格記録が訂正され、当該期間の保険料の申請免除が取り消されている。

上記の国民年金の資格記録の訂正処理により、申立人は、保険料の免除が取り消され、これに伴い保険料の追納が不可能となった上に、申立人が当該資格記録の訂正を社会保険事務所から知らされたとする平成19年の時点では、申立期間の保険料は時効により納付できないなどの不利益を被っている。

このような状態を生じさせた原因としては、申立人が遺族年金受給者であったにもかかわらず、昭和48年8月に国民年金に強制加入の資格で再加入した

ことにあるが、そもそも、申立人は、41年4月から47年4月までの間も任意加入で資格を取得していたことなどを踏まえれば、行政としては、48年8月の再加入時に、この点に配慮して資格を付与すべきであったと考えられる。

また、申立人は、申立期間（昭和59年度を除く。）の免除承認通知書を所持し、平成19年に年金記録の確認を行うまでは、申立期間が無資格期間とされ保険料の申請免除が取り消されていることは知らなかったと主張している。この点について、A社会保険事務局では、申請免除の取消しについて、市町村を通じて本人に通知する旨の規程は無いとしており、B町（現在は、C市）の被保険者名簿でも、免除取消しの通知を行ったことをうかがわせる記載は無いことから、申立人に免除取消しの通知が行われていなかったものと推認される。

このように、申立人は、国民年金について、10年以上にわたって強制加入者として、保険料の免除と追納が可能であるとの前提に基づき年金給付に対する期待と信頼を寄せていたものであり、加入時の資格種別の判断などに関する行政の対応も必ずしも十分なものではなかったことを踏まえれば、後日になって申立期間が強制加入期間でなかったことが判明したことを理由として、申立期間を保険料の免除期間と認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年3月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月から39年3月まで
② 昭和43年9月から44年3月まで

申立期間①は、20歳になった時に、母親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。また、申立期間②も、母親が保険料を納付してくれたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年1月に払い出されているが、39年1月に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことが確認でき、申立人が主張するとおり、申立期間①中である、39年1月ごろに申立人の母親が国民年金の加入手続を行ったものと推認される。

また、申立人の母親が、申立人の国民年金加入手続を行ったと推認される時点では、申立期間①の保険料を現年度納付及び過年度納付することが可能であった。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、申立期間①の直後の昭和39年4月及び同年5月の国民年金保険料が納付されたことが確認できるが、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、昭和36年度分及び37年度のうちの4か月分を除き保険料をすべて納付しており、申立人の母親が、申立人については、39年4月及び同年5月の保険料のみ納付し、申立期間①の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

2 申立人は、申立期間②の国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付してくれたとする申立人の母親は高齢であり、納付の状況等について確認することはできない。

また、申立人の国民年金手帳では、申立期間②の印紙検認記録欄に検認印の押印が無く、申立期間②の保険料が現年度納付されたとは考え難いほか、その翌年度は申請免除期間となっているなど、過年度納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間②について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年3月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月から48年3月まで
② 昭和50年7月から同年9月まで

申立期間①については、昭和42年3月に、夫が私の国民年金加入手続きを行ってくれた。その後、A市B区の農協で、私が保険料を納付していた。当時は姓がCであるのに、Dと間違えられることが多く、そのことが関係して、未納になったのではないかと思うので、詳しく調べてほしい。

また、申立期間②については、その当時、自宅にて縫製の仕事をしており、自宅に集金人が来た時に集金人に保険料を納付するか、農協で納付した記憶があるので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和42年3月に、その夫が国民年金の加入手続きを行ってくれたとしており、申立人の夫が死亡しているため、加入手続きの状況を確認することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年11月に払い出されており、申立人が間違えられることが多いとする姓で氏名検索を行っても、該当する加入記録は見当たらないほか、申立期間①の当時に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続きは、48年11月ごろに行われ、その際に、42年3月にさかのぼって資格取得したものと推認され、申立期間①の当時は、申立人は、国民年金に未加入であり、その当時に保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金加入手続きが行われたと推認される時点では、申

立期間①のうち昭和46年10月から48年3月までの保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人は、その当時、納付書により、さかのぼって保険料を納付した記憶は無いとするなど、当該期間の保険料が、過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間①の当時、国民年金手帳を所持しておらず、農協で、毎月、現金で納付して、受取書をもらったとしているが、申立人が居住するA市では、その当時の納付方法は、国民年金手帳による印紙検認方式であり、納付書方式ではないので農協で保険料を納付することはできなかったとしており、申立人の説明と相違する。

そのほか、申立期間①について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

- 2 申立人は、国民年金の加入手続を行った昭和48年度以降、厚生年金保険加入により国民年金の資格を喪失した平成元年1月までの国民年金加入期間189か月のうち、申立期間②の3か月を除く186か月の保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）の記録により、昭和48年度から58年度までの国民年金保険料は、申立期間②を除き、すべて現年度納付されていることが確認でき、申立期間②の3か月の保険料のみ未納としたとするのは不自然である。

さらに、A市では、国民年金保険料の納付方法について、昭和50年度から53年度までは、集金人による集金方式から納付書による金融機関での納付方式への移行段階であったとしており、申立期間②の当時、保険料を集金人か農協で納付したとする申立人の説明に不自然な点は見受けられない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年7月、13年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年7月
② 平成13年6月及び同年7月

私の国民年金加入手続や保険料納付については、ほとんど妻が行っていたが、私と一緒にいくこともあった。申立期間①及び②については、納付した時期や金額の明確な記憶は無いものの、妻が、A市役所から自宅へ送付された私の国民年金保険料の納付書を持って市役所へ行ったが、職員から市役所では納付することができないので社会保険事務所へ行くように指示されたので、私も一緒に社会保険事務所へ行って保険料を納付したはずである。妻は申立期間①及び②について納付済みとなっているにもかかわらず、私が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁の記録によると、申立人は申立期間①を含む平成10年6月から同年11月までの国民年金加入資格を10年11月に厚生年金保険加入資格取得に伴い喪失していることから、申立期間当時に国民年金保険料を納付することは可能であった。

また、申立人は、この期間の保険料を平成12年4月から同年12月までの間に申立期間①を除き過年度納付している。

さらに、申立人が主張するA市役所の過年度保険料の取扱いは、当時における取扱いと一致している上、申立人の妻も平成10年10月及び同年11月の保険料を12年4月に過年度納付しており、当時、夫婦共に未納期間の解消に努めていた状況がうかがわれることから、申立人が当該期間も納付していたと考えるのが自然である。

2 申立期間②について、社会保険庁の記録によると、申立人は厚生年金保険

加入資格喪失と加入資格取得の間の期間である申立期間②の国民年金加入資格を取得している。この取得時期は不明であるが、平成13年10月ごろに、申立人の妻が申立人の厚生年金保険加入資格喪失と加入資格取得に合わせて第3号被保険者と第1号被保険者の切替手続を行った際に併せて行ったものとするのが自然である。

また、申立人の妻は、申立期間②の国民年金の加入資格取得及び喪失手続を行っており、その妻自身の申立期間②の保険料を平成13年10月及び同年11月に現年度納付している上、申立人及びその妻は、申立人の申立期間②の直前の国民年金加入期間である10年6月から同年11月までの保険料について、申立人の申立期間①を除いて納付していることから、申立人は、申立期間②の保険料について納付していたと考えるのが自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、平成10年7月、13年6月及び同年7月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和28年11月1日、資格喪失日は31年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、昭和28年11月から30年7月までは8,000円、同年8月から31年3月までは1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月から31年3月まで

私は、昭和26年8月または10月ごろにB社に入社し、営業を担当していた。途中で転勤もあったが、31年3月ごろに同社が倒産するまで勤務していた記憶がある。

しかし、社会保険事務所では、B社が厚生年金保険に加入していないことになっているので、記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、B社における厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、社会保険事務所の記録によると、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

しかし、社会保険事務所におけるA社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名と同姓同名で、生年月日が3年相違している者の厚生年金保険被保険者記号番号（昭和28年11月1日に資格取得、31年4月1日に資格喪失）が基礎年金番号に統合されないままになっていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間直後の記録であるC社（昭和31年4月2日に資格取得、同年11月1日に資格喪失）に係る厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険記号番号払出票は、申立人の生年月日がA社の未統合記録と同様に3年相違していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社の未統合記録は、申立人の厚生年金保険の被保険者記録であり、申立人の

同社における資格取得日は昭和28年11月1日、資格喪失日は31年4月1日であると認められる。

なお、標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、昭和28年11月から30年7月までは8,000円、同年8月から31年3月までは1万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和26年8月から28年10月までの期間については、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料等は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、昭和26年8月から28年10月までの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和30年4月1日に、資格喪失日に係る記録を31年2月1日に訂正するとともに、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から31年2月1日まで

私は、昭和29年5月に二輪車の販売を行うA社に入社したが、業績不振の影響を受け、31年2月に何人かの同僚とともに同社の親会社であるB社に移籍した。

年金の加入記録を確認したところ、B社の記録はあるが、A社に勤務していた期間については記録が無いことが分かった。

A社は、厚生年金保険の適用開始が昭和30年4月1日であるため、それ以前の期間の厚生年金保険の記録が無いのは仕方ないが、申立期間に同社に勤務していたことは間違いない。そのことを証言する同僚の証言書もあるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している複数の同僚は、「申立人は申立期間当時にA社に勤務し、その後、自分らとともにB社に移籍した。」と証言していることから、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が記憶している複数の同僚は、「申立人は営業職の正社員であり、他の同僚と採用や処遇上の差異は無かったと思う。」と証言しているところ、これら複数の同僚は、いずれも申立期間にA社における厚生年金保険の加入記録が確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録によると、A社からB社へ移籍している被保

険者19人のうち7人は、申立人と同じく、昭和31年2月1日にB社において資格取得していることが確認できる。

加えて、同僚が証言した申立期間当時のA社の従業員数は、社会保険事務所の記録によると、当時の同社における厚生年金保険被保険者数とおおむね一致していることから、同社においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたものと推認される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年2月の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所が既に全喪しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、仮に事業主から申立てどおりに被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年4月から31年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和47年9月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月15日から48年4月1日まで

私は昭和31年4月にA社に入社以来、平成10年5月31日に退職するまで、転勤は何回もしたが、休職、退職はしていない。毎月、賃金明細書も確認していた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の社員名簿、雇用保険の記録及び健康保険組合の記録から判断すると、申立人が同社及び同社関連会社に継続して勤務し(昭和47年9月15日にC社からA社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社の人事記録及び社会保険事務所の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としているが、申立人と同じくA社B支店において昭和48年4月1日に資格取得している同僚5人のうち、新規取得者2人を除く3人に申立人と同様の事象(昭和47年9月15日又は同年10月15日から48年4月1日までの空白期間)が生じており、これら3人すべてについて、社会保険事務所に事業所の届出を誤って記録したとは考え難いことから、事業主が昭和48年4月1日を申立人のA社B支店における資格取得日として届け、その

結果、社会保険事務所は、申立人に係る 47 年 9 月から 48 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 21 日から 47 年 9 月 28 日まで

私は、60歳で受け取る年金額を58歳の時に社会保険事務所に問い合わせたところ、A社の厚生年金期間については、脱退手当金が支給済みになっていると伝えられ、初めて受給していることを知った。

しかし、私は、A社退職後も引き続きB社及びC社に勤務しており、脱退手当金を請求する意思は無かったし、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、4年以上の長期間である最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人は、申立期間に勤務していた事業所を退職後、間を置かず次
の事業所に勤務し、その後、数度の転職を行っているものの、平成8年まで20
年以上にわたり、おおむね間断なく厚生年金保険の被保険者となっており、申
立人が当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、A社の被保険者名簿の申立人の前後の女性のうち、脱退手当金の受
給資格を有する45人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記
録がある者は8人と少ないことから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求
したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期
間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から45年3月まで

会社を退職し結婚するまでの期間は、母親が国民年金の加入手続と保険料の納付をしてくれていたと認識しているので、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親は既に死亡しており、当時の納付状況等は不明である。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年6月に払い出されており、A市が保管する申立人の被保険者名簿によると、申立人は51年8月12日に任意加入の資格を取得している。この時点に基づけば、申立人は申立期間には国民年金未加入者となり、制度上さかのぼって保険料を納付することはできないことから、納付したとは考え難い。

さらに、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1041

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から48年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から48年10月まで

私は、58歳の年金記録通知で未納期間があることを初めて知った。昭和42年8月ごろから48年までA町のB社で勤務していたが、個人事業所で厚生年金保険適用事業所ではなかったため、国民年金に加入し、保険料を毎月納付していた記憶があり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A町役場で昭和42年8月ごろに国民年金被保険者資格取得手続きを行い、毎月、国民年金保険料を納付していたとしているが、A町では、申立人の国民年金被保険者名簿は無く、申立期間における保険料の徴収は3か月ごとであったとしており、申立人の主張とは一致しない上、具体的な納付方法や納付金額等、納付状況に係る記憶が不明である。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年2月14日に夫婦連番でC市で払い出されており、申立人の国民年金被保険者資格取得日は同年2月16日であることから、申立人はこのころに国民年金の加入手続を行ったものとみられるが、この時点を基準にすると、申立期間は国民年金未加入期間となり、保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間の一部は任意加入対象期間となるため、加入手続を行った時点から遡^{そきゅう}及して国民年金に加入することもできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年11月までの期間、平成元年3月から4年3月までの期間、同年5月から同年7月までの期間、同年9月、同年11月から6年3月までの期間及び6年7月から15年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年1月から同年11月まで
② 平成元年3月から4年3月まで
③ 平成4年5月から同年7月まで
④ 平成4年9月
⑤ 平成4年11月から6年3月まで
⑥ 平成6年7月から15年8月まで

国民年金保険料については、母親からずっと納付してきたと聞いていた。母親の性格は厳格であり、いい加減なことを言っていたとは考えにくいので、未納月が多数あることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は179か月と長期間である上、申立人は国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は高齢等のため事情聴取を行うことはできず、当時の状況を確認することはできない。

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和59年2月に払い出されており、申立人の母親はこのころに申立人の国民年金加入手続を行ったものとみられるが、申立期間①においては申立人の母親は国民年金未加入であり、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情を確認することはできない。

また、社会保険庁と申立期間①当時に申立人が在住したA県B市の申立人の年金記録に相違は無く、不自然な点は見当たらない。

さらに、戸籍の附票によれば、申立人は平成3年8月から6年5月まで海外に在住していたことが確認できる上、申立期間②③④⑤⑥の国民年金加入資格は、申立人が帰国した6年5月から居住したC県D市で元年3月にさかのぼって取得したことが、D市が保管する申立人の被保険者名簿から推認できる。このため、申立人は少なくとも元年3月から6年5月までは、国民年金未加入であったと推認され、この期間の保険料を納付したとは考え難い。

加えて、申立人は申立ての当初において、C県D市で2年間分の保険料をさかのぼって納付したとしていたが、聴取の過程においては、納付書は受け取ったものの、納付は行っていないとしている。しかし、社会保険庁の記録では平成4年4月、同年8月及び同年10月が過年度納付済みとなっており、申立人の記憶は曖昧である。

その上、申立人は平成7年2月にC県D市からA県B市へ転居しているが、B市が保管する申立人の被保険者名簿には、B市での国民年金関係手続が7年11月に行われたことが記録されており、申立人はB市での国民年金関係手続を適切に行わなかったことが推察される上、『「住不(8.1)」(8.2.1)、「不在(8.8)」(8.8.29)』との記載があり、これについてB市は、8年当時、納付書を送付しても返送された等、申立人の所在が確認できなかったことが想定されることから、この時期において申立人が保険料を納付したとは考え難い。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び37年10月から38年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年10月から38年5月まで

申立期間当時、私は大学生でA町に住んでいたが、実家の母親がB市役所で国民年金加入手続をしてくれた。在学中からずっと毎月母親が国民年金保険料をB市役所で支払ってくれていた記憶がある。

納付を証明するものは無いが、未納については納得がいかないので、納付期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親は高齢のため当時の状況について聴取することができない。

また、申立人は、申立人の母親がB市役所で国民年金加入手続をし、保険料を納付したと主張しているが、申立人は申立期間当時、A町、C区及びD区に住居登録していることが確認でき、申立人の母親がB市役所で申立人の国民年金加入手続を行い、保険料を納付することはできない。

さらに、社会保険庁の記録によれば、B市において申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立人の国民年金手帳は昭和37年4月10日にC区において交付されており、このころに国民年金の加入手続を行ったものとみられる。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から46年3月までの期間及び57年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から46年3月まで
② 昭和57年7月から同年9月まで

申立期間のうち、昭和39年10月から46年3月までの国民年金保険料は、私の母親がA市B区役所へ納めに行ってくれていた。実家は自営業で、両親はきちんと保険料を納めていたと思う。

また、昭和57年7月から同年9月までは、C区役所で私の妻が保険料を納めていた。その期間の前後は納めており、この期間のみ未納とされているのは納得できない。

申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金被保険者資格取得手続及び申立期間①の国民年金保険料の納付には関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は既に死亡しているため、これらの状況は不明である。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号払出しは昭和46年8月であり、かつ、申立人が申立期間①の保険料を納付していたとする申立人の母親の国民年金手帳記号番号払出しも昭和46年9月であることから、申立人の母親はこのころに母親自身と申立人の国民年金被保険者資格取得手続を行ったものとみられるが、この時期を基準にすると、申立期間①においては申立人及びその母親は共に国民年金未加入となり、申立人の母親がA市B区役所で申立人の保険料を納付していたとする申立人の主張には合理性が無い。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号払出し時点を基準にすると、申立

期間①のうち昭和44年6月以前の保険料は時効により納付できない上、この時点で時効に到達していなかった期間（44年7月から46年3月まで）については過年度納付が可能であり、かつ、このころは第1回特例納付の実施期間中ではあるが、前述のとおり申立人の申立期間①の保険料を納付したとする申立人の母親は既に死亡しており、当時の状況を確認することはできない。

- 2 申立人は申立期間②の国民年金保険料の納付には関与しておらず、これを行ったとする申立人の妻は既に死亡しているため、申立期間②の保険料納付の状況は不明である上、申立人の妻もこの期間は未納となっている。

また、社会保険庁が保管する被保険者台帳（マイクロフィルム）には、申立期間②において申立人及びその妻に納付書と共に勸奨状が発送されたことが記録されており、申立人の妻が申立期間②の保険料を納付したとは考え難い。

- 3 申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人の母親及び申立人の妻が、申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無い。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年7月から51年3月まで

私の国民年金についてA市B区役所から文書で連絡が来て、夫が私の国民年金の加入手続をした。その時に、一括して過去の保険料を納付すると、今まで納付してきた人と同じ金額の年金が受けられると聞き、翌日、夫がB区役所の年金の窓口で14、15万円をまとめて納付した。

納付の事実が確認できる領収書等は残っていないが、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付には直接関与しておらず、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年11月に払い出されており、申立人の夫は、このころに申立人の国民年金加入手続を行ったものとみられるが、この時点を基準とすると、申立期間のうち、50年9月以前の保険料は時効により納付することはできない上、特例納付の実施期間でもない。

さらに、申立人は、加入手続時において、申立人の夫が一括して過去の未納となっていた保険料を納付したとしているが、社会保険庁の記録によれば、昭和52年11月の加入手続時において未納であった昭和51年度の保険料は1年以上経過した54年2月22日に過年度納付されており、申立人の主張とは相違する。

加えて、申立期間において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から50年3月までの期間、58年4月から59年9月までの期間及び61年1月から63年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から50年3月まで
② 昭和58年4月から59年9月まで
③ 昭和61年1月から63年8月まで

昭和44年3月、会社退職後、元妻が国民健康保険の加入手続にA市B区役所に行ったとき、B区役所の職員から国民年金加入を勧められ、夫婦揃って国民年金の加入手続をした。その後は、元妻が区役所から送られてくる納付書により毎月B区役所で、A市C区に引っ越しをしてからは、C区役所で二人分の保険料を納付していた。それにもかかわらず、申立期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の元妻も申立期間①②③とも未納である。

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年12月9日に夫婦連番で払い出されている。これを基準にすると、昭和44年4月から48年9月までの保険料は時効により納付することはできず、このうち48年3月までの期間は、当時実施されていた第2回特例納付により納付可能であったが、申立人には特例納付により納付した記憶が無い上、残余の期間（昭和48年10月から50年3月まで）については、過年度納付が可能であったが、申立人にはこの記憶も無い。

また、申立人は区役所から送付されてきた納付書により保険料を納付したとしているが、当時、A市ではまだ納付書方式は採られておらず、これが採用さ

れたのは昭和 53 年 1 月以降であり、申立人の主張と矛盾する。

さらに、申立期間②及び③について、申立人は、区役所から送付されてきた納付書により毎月 C 区役所で現年度納付してきたとしているが、社会保険庁の記録によれば、昭和 59 年 10 月から 60 年 12 月までの保険料については 62 年 1 月 5 日に一括して過年度納付されており、申立人の主張と異なる。

加えて、申立人の元妻が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1047

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から41年3月まで

私が結婚するまでは、父親が国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたが、結婚後は、私が集金人に保険料を納付していた。自営業の老後は国民年金が頼りなので間違いなく納付していた。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人には、国民年金制度発足当初と推認される時期にA県B市で国民年金手帳記号番号（以下「記号番号①」と言う。）が払い出されたが、その後、昭和41年6月にC市D区において別の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号②」と言う。）が払い出されている。

申立人は、昭和36年10月に婚姻してC市D区へ転居した際に、B市で発行された国民年金手帳を持って住所変更手続を行ったとしている。

しかし、記号番号①に関する社会保険庁のオンライン記録では、被保険者台帳の保管庁はB市を管轄するE社会保険事務所のままと記録されており、平成19年6月19日に記号番号②と年金記録が統合されるまでの間、住所変更等の手続が行われた形跡は見当たらない。

また、B市の被保険者名簿においても、昭和38年1月31日の時点で所在不明と記載されているなど、申立人の住所変更が把握されていなかった状況がみられる。

さらに、C市D区へ転居した際に、記号番号①の国民年金の住所変更手続が行われ、保険料も納付されていたのであれば、昭和41年6月に同じC市D区で記号番号②を払い出す必要は無く、不自然である。

加えて、C市で国民年金保険料の集金人制度が創設されたのは昭和37年10

月であり、C市D区へ転居してから、自宅で集金人に保険料を納付したとする申立人の説明と矛盾する。

その上、申立期間は57か月と長期に及ぶが、申立人は、この間に納付したとする国民年金保険料額についての記憶が無いほか、当初の申立てでは、申立期間当時、その夫と二人分の国民年金保険料を納付していたと述べていたが、後日の聴取では、その当時は夫とは別に納付していたと変更するなど、申立人の記憶には不明瞭^{りょう}な点が見受けられる。

そのほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から54年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から54年4月まで

私は、昭和45年2月に会社を退職後、再就職した会社では社会保険に加入させてもらえなかった。その後、46年4月ごろに、自宅に訪ねてきたA市B区役所の推進員に国民健康保険被保険者証を手渡され、早急に区役所に行って国民健康保険と国民年金の手続を行うよう言われたので、翌日、区役所で住民異動届を書いて手続を行った。提出後、区役所の職員から、その写しを渡され、「これは国民年金と国民健康保険に加入した証となるものなので大切に保管するように。」と言われたので今も所持している。

保険料は、私と妻の国民健康保険と国民年金を併せて1万3,300円であり、その都度、B区役所から来ていた推進員に納付書により納付していた。領収書は散逸してしまったので、保険料の納付の事実が確認できる資料は無いが、納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンラインシステム記録では、申立人が国民年金の資格を取得した記録は見当たらず、申立人が加入手続を行ったと主張するA市B区において、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された記録も確認できない。

また、申立人は国民年金手帳を受領した記憶も無いとしている。

さらに、申立人は、区役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行った際に、その証となるものとして渡されたとする「国民年金」との押印がある住民異動届（写）を所持しているが、当該住民異動届（写）には、国民健康保険の欄のみに資格取得日が記載されており、国民年金の欄にはその記載が無い。このことについて、A市では、国民健康保険の加入手続を行った際に、国民年金の加入手続を行うよう指導し、国民年金の窓口に提出するために住民異動届の

写しに「国民年金」と押印して渡したものと考えられるとしており、当該住民異動届(写)を所持していることをもって国民年金の加入手続が行われていたことの証明にはならない。

以上のことから、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人は、国民健康保険料と国民年金保険料は、夫婦合計で、申立期間を通じて月額1万3,300円であったこと、同一の集金人に国民健康保険と国民年金の保険料を納付書で納付したことなどを説明している。

しかし、8年以上にわたる申立期間中、国民健康保険料と国民年金保険料の合計額が同一であったとするのは不自然であるほか、A市においては、国民健康保険料と国民年金保険料の集金人は別であり、同一人が両保険料を同時に集金することは無かったこと、少なくとも申立期間中の昭和48年12月以前は、保険料は国民年金手帳による印紙検認方式で集金していたことが確認でき、申立人の主張は当時の状況と相違している。

その上、社会保険庁の記録では、一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻が国民年金に加入した記録は確認できない。

そのほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から45年11月までの期間、48年3月から49年3月までの期間及び50年10月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年6月から45年11月まで
② 昭和48年3月から49年3月まで
③ 昭和50年10月から52年3月まで

当時は飲食店を営んでおり、店舗が3か所あって年商も4,000万円程度あり、国民年金保険料を免除申請する必要は無かったし、免除を申請した覚えは全く無い。そのほかの期間についても、納付した事実を確認できる資料は残っていないが、保険料は集金人に納付していたので申立期間について納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、飲食店を開業したのは、申立期間①の後の昭和46年度以降であると述べており、飲食店を3店経営しており収入もあったので、申立期間①の当時に、国民年金保険料の免除を申請する必要は無かったとする申立人の説明と矛盾する。

また、申立人は、申立期間①の当時、国民年金の加入手続及び保険料の納付は申立人の元の妻が行っていたとしているが、申立人の元の妻も、申立期間①のうち昭和42年6月から43年3月までの保険料は未納、昭和43年度以降の保険料は、申立人と同様、45年11月まで申請により免除されているほか、申立人の元の妻は死亡しているため、当時の保険料の納付及び免除申請の状況について確認することはできない。

さらに、申立期間②③の当時に申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の現在の妻に聴取したところ、集金人に夫婦の保険料を納付したはず

であるとするのみで、経営していた飲食店の関係で各種の集金人が来ていたの
で、国民年金の集金人については具体的な記憶が無いとするなど、記憶が不明
瞭^{りょう}である。

加えて、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）
では、昭和 50 年度の欄に納付書（過年度納付用）を発送した記載がある。こ
のため、申立人は、その当時、少なくとも申立期間③のうち昭和 50 年 10 月か
ら 51 年 3 月までの国民年金保険料が未納であったことを認識していたものと
みられる上、申立人の現在の妻は、その当時には、納付書により銀行で保険料
を納付したことは無いとしているなど、過年度納付が行われていたことをうか
がわせる周辺事情は見当たらない。

そのほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたこと
を示す関連資料（確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す
ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは
できない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年5月から53年3月までの期間及び58年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

また、申立人の昭和53年4月から同年12月までの期間及び58年7月から60年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年5月から53年3月まで
② 昭和53年4月から同年12月まで
③ 昭和58年4月から同年6月まで
④ 昭和58年7月から60年1月まで

私は、集金に来ていた町内会の役員に、ずっと私の分と一緒に夫(申立人)の国民年金保険料も納付していた。申立期間は夫が厚生年金保険に加入していた期間だが、仕事柄、夫は長期に家を空けることが多く、帰って来ても何も言わなかったため、私は、夫が厚生年金保険に加入していたことを全く知らず、保険料を二重で納付していたため、国民年金の保険料が納付されていない期間があることは納得できない。

また、昭和52年5月から53年3月までの期間及び58年4月から同年6月までの期間は保険料が還付済みとのことだが還付を受けた記憶は全く無い。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録及び還付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳により、申立期間①及び③の国民年金保険料は、いったんは申立人が納付したが、昭和53年11月24日及び58年11月4日に還付処理された記録が確認できる。この還付の事由は、保険料の納付後に、当該期間が厚生年金保険被保険者期間であることが判明したためと考えられ、被保険者台帳及び申立人の国民年金手帳でも、申立人

が 52 年 5 月及び 58 年 4 月に国民年金の資格を喪失した記録が確認でき、申立期間の保険料が還付されていることについて不自然な点は見受けられない。

また、社会保険庁が保管している還付整理簿には、申立期間①及び③の国民年金保険料の還付事由、還付金額、還付請求書受付日、還付決議日、還付日等が明確に記載されており、この記載内容に不合理な点はなく、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

2 申立期間②及び④について、社会保険庁の記録では、申立人は、昭和 52 年 5 月に国民年金の資格を喪失し、54 年 1 月に資格を再取得したが、58 年 4 月に喪失したことが確認でき、申立人の国民年金手帳でも同様に記載されている。

また、申立人の被保険者台帳によると、申立期間①の国民年金保険料に係る還付通知が申立期間②中の昭和 53 年 6 月 13 日に、申立期間③の保険料に係る還付通知が申立期間④中の 58 年 9 月 7 日に送付されたことが確認できる。このことから、上記の国民年金の資格喪失手続は、申立期間②及び④の当初の時期までに行われたものと推認でき、資格喪失手続が行われた後の期間である申立期間②及び④の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の妻は、夫婦の昭和 53 年度及び 58 年度の国民年金保険料納付通知書・領収証書（以下「領収証書」と言う。）を所持している。申立人の領収証書では、社会保険庁の記録により納付済みと確認できる期間（保険料が還付された期間を含む。）には領収印が押されているが、申立期間②及び④に相当する期間については領収印が無いことが確認できる。一方、社会保険庁の記録により両年度の保険料を納付済みとされている申立人の妻の領収証書には、すべての期間について領収印が押されており、領収証書の内容からも、申立人の申立期間②及び申立期間④のうち昭和 58 年 7 月から 59 年 3 月までの期間の保険料が納付されたことを示す状況は見受けられない。

加えて、申立人の妻は、申立人の昭和 59 年度の領収証書は所持していないほか、申立期間②及び④について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、昭和 52 年 5 月から 53 年 3 月までの期間及び 58 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

また、申立人が昭和 53 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 58 年 7 月から 60 年 1 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで

私は昭和 48 年に夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、それ以降、夫婦の保険料を納付してきた。申立期間については会社を経営していたが、厚生年金保険には加入せず夫婦共に国民年金に加入しており、私と妻の保険料については、その当時経理を任せていた妻が納付しているはずである。保険料が未納となっている期間のうち、55 年 1 月から同年 3 月までは短期間であり納付を忘れたこともあったと思うので申し立てないが、63 年 4 月から平成元年 3 月までは 1 年間も継続して納付しないということは有り得ない。未納となっていれば、その分の請求があったはずであり、請求されたものは必ず納付してきた。このため申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の国民年金保険料の納付について関与しておらず、申立期間について申立人及びその妻の保険料を納付していたとする申立人の妻の証言も得られないことから、申立期間の納付状況は全く不明である。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人及びその妻の保険料を納付していたとする申立人の妻も申立期間が未納である。

さらに、申立人の納付記録によれば、申立期間の直前の期間である昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月までも当初未納となっていたが、申立人が平成元年 5 月 1 日に厚生年金保険に加入し国民年金の資格を喪失したものの、元年 5 月から同年 10 月までの国民年金保険料を納付していたことから、2 年 1 月 18 日にこの期間の保険料が充当及び還付され納付済みとなっている。申立人の妻も同様な記録(申立人の妻は元年 5 月 1 日から第 3 号被保険者となったため納付の必要が無い。)となっている。これらのことから、申立人は請求があれば、その

妻が保険料を納付していたと主張するものの、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料について納付していたとは考え難い。

さらに、申立人へは昭和49年2月払出しの国民年金手帳記号番号のほかに、41年2月に出身地であるA県B町（現在は、C市）で別の国民年金手帳記号番号が払い出されているものの、この番号の納付記録は平成17年1月に現在の番号に統合されている。

なお、社会保険庁及びC市には、この番号の国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿の保存は無いものの、前述のとおり、申立人の妻も申立期間について未納であること等から、申立人の申立期間の保険料納付がこの番号に記録されていたとも考え難い。

加えて、申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、現在確認されている申立人の国民年金手帳記号番号以外の別の国民年金手帳記号番号が、申立人に払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間及び39年1月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和39年1月から40年3月まで

私は昭和36年当時、実家であるA市B区に居住しており、結婚時の37年4月に同市C区に転居し、その後、38年9月に実家のある同市B区へ転居し、さらに、40年3月に同市D区へ転居した。申立期間の私の国民年金加入手続や保険料納付については、母親が、母親自身と兄や弟の分を行っているので、これらと共に行ってくれたものと思っている。母親からは国民年金の話聞いたことも国民年金手帳を見せられたことも無く、私の保険料が納付されたことを示すものも無いが、必ず母親が納付していたと思っているので、申立期間について未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親も既に死亡していることから、申立人の申立期間①及び②の国民年金加入状況及び保険料納付状況については全く不明である上、申立人の母親が、申立人の申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

また、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年3月31日にA市D区役所で払い出され、36年3月31日を資格取得日として強制加入している。申立人はその母親が申立人の国民年金加入手続を行ったと主張しているが、申立人の母親及び兄（長男）並びに弟（二男）（以下「申立人の母親等」という。）の国民年金手帳記号番号は連番で申立人が婚姻し、転居した後の37年4月19日にA市B区役所で払い出されており、36年3月31日

を資格取得日として強制加入していることから、申立人の主張とは大きく相違する。

さらに、このほかに申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている事情も見当たらないことから、申立人は申立期間①について国民年金に加入していなかったと推認される上、前述の申立人の国民年金手帳記号番号払出日である昭和40年3月31日を基準にすると、申立期間①のほとんどは時効となり保険料を納付することはできない。

加えて、申立期間②について、申立人は、昭和37年4月に婚姻し実家のあるA市B区からC区へ転居している。その後、38年9月に出産の関係で再度実家へ転居し、40年3月に申立人の夫が居住しているD区へ転居しており、前述したとおり、このときD区役所で国民年金に加入していると推測される。

その上、申立期間②については、申立人の母親等は家業の事業所が、昭和39年1月に厚生年金保険適用事業所となったことにより、3人共に厚生年金保険に加入していることから、申立人の母親が、申立人の申立期間②の保険料について納付していたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は国民年金制度発足時からA市で国民年金に加入し、保険料も金額の記憶は無いが、私が毎月、A市役所で納付していた。このため、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人へ申立期間当時の国民年金加入状況及び保険料納付状況について聴取しようとしたが、申立人の協力が一切得られず、また、A市役所で毎月保険料を納付していたとする申立人の主張について、A市へ照会したところ、申立期間当時は3か月ごとの納付だったとの回答であることなどから、申立人の申立期間の国民年金加入状況及び保険料納付状況の記憶は極めて曖昧である。これらのことから、申立期間当時の状況は全く不明である。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年6月18日に払い出され、36年4月1日を資格取得日として強制加入している。このことから、申立期間について、申立人は国民年金へ加入していなかったということとなり、申立人がA市役所で保険料を毎月現年度納付していたとは考え難い。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間の保険料は時効によりすべて納付することはできないこととなる。

その上、A市が保存する国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間について、納付記録欄に「時効による消滅」と記録されており、これについても不自然さは認められない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(確定申告書、家計簿等)は無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から平成8年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から平成8年12月まで

私は、元夫が結婚前から国民年金に加入していたため、私も結婚後数年して国民年金に加入し保険料を納付した。昭和57年から61年ごろまではA市に居住し、61年から平成8年ごろまではB市に居住していた。申立期間中の国民年金保険料の納付書は、それぞれの市役所から郵送され、申立期間当時の保険料額について、昭和58年ごろは数千円、平成8年ごろは3か月で約3万円ぐらいだったと記憶している。保険料は主に私が銀行で納付したが、子供や知人に銀行へ行ってもらうこともあった。納付は毎月の時も3か月に1度の時もあったが、1年以上遅れて納付したことは無い。最初にもらった国民年金手帳は紛失してしまい、そのほかに保険料を納付したことを示すものも無い上、申立期間以外に未納の期間もあるが、申立期間は経済的に余裕があり保険料を納付していたので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市及びB市が保存する申立人の国民年金被保険者名簿（以下「名簿」という。）を見ると、B市の名簿の備考欄には昭和58年度と59年度について、申立人の保険料が未納であったことから、申立人について保険料の未納実態調査が実施されたことが記録されている。

また、B市の名簿では、申立人は昭和59年1月27日を異動日として59年9月13日にB市からA市へ職権で転出処理され、A市の名簿でも59年1月27日にB市から職権で転入処理されている。この転出入処理は前述の未納実態調査の結果により行われたものと推認され、これらのことから、申立人は少なくとも納付記録の無い58年4月から職権による転出処理がされた59年9月まで、その当時、住民票があったB市C区には居住していなかったと推認され

る。このため、少なくとも、58年4月から59年9月までについては、市役所から保険料納付書が送付され、これにより保険料を納付したとする申立人の主張は認め難い。

さらに、A市の申立人の名簿を見ると、申立人は前述した昭和59年1月27日を異動日とする職権転入後、61年6月12日に再度、B市C区へ転出しているが、名簿にはこの期間の保険料納付の記録は無く、加えて、B市が作成した国民年金保険料納付データ（記号番号順）にも、申立人がB市C区へ転入した61年6月からデータが保存されている平成8年12月まで、申立人の納付記録は無い。これらのことから、仮に申立人が保険料を納付していたとしても、A市及びB市において約14年間にわたって申立人の納付が記録されないことは考え難い。

その上、申立期間について、申立人は1年以上遅れて保険料を納付した記憶は無いとしていることから、申立人が申立期間について、順次過年度納付していたとも考え難い。

このほか、申立人の申立期間以後の期間である平成9年1月から厚生年金保険に加入する10年10月までの保険料も未納であり、申立期間について保険料を納付していると仮定したならば、この期間についても納付するのが一般的であると考えられることから、申立人の申立内容は不自然である。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から43年3月まで

私は、昭和40年2月に結婚するまで、A市の店に住み込みで勤務していた。私の結婚前の国民年金保険料は、この時の勤務先の店主が納付してくれていたと思う。その後、結婚と同時に独立してB市へ転居したが、それからの国民年金保険料は、私の店に営業で来ていた信用金庫か農協の職員に、私が夫婦二人分を納付していた。納付していた金額は一人毎月100円から300円ぐらいだったと記憶している。このため、申立期間について、妻は納付済みとなっているのに私だけが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号について

申立人には国民年金手帳記号番号（以下、この項で「番号」という。）が二つ払い出されており、一つはA市で昭和36年10月10日に払い出され、35年10月1日（同日から36年3月31日までは適用準備期間であり保険料納付の必要は無い。）を資格取得日として強制加入となっている。

また、この番号は資格喪失日が38年4月1日となっており、納付記録は昭和36年度及び37年度共に申請免除となっている。この番号の国民年金被保険者台帳は社会保険庁に保存されていないが、A市が作成した国民年金被保険者名簿は存在している。

さらに、この番号は平成20年3月に後述する番号へ記録が統合されている。

もう一つの番号は、婚姻後、B市で昭和43年9月26日に払い出され、42年4月1日を資格取得日として強制加入となっている。

加えて、これらの番号以外に、申立人に別の番号が払い出されたことをう

かがわせる事情は見当たらない。

2 申立期間のうち昭和 38 年 4 月から 40 年 1 月までについて

申立人は、申立期間のうち、婚姻前である昭和 38 年 4 月から 40 年 1 月まで（以下、「申立期間①」という。）の国民年金保険料の納付に参与しておらず、元勤務先店主は既に死亡していることから、申立期間①当時の納付状況について確認することはできない。

また、元勤務先店主の年金記録を確認したところ、申立期間①を含む昭和 36 年 4 月から 40 年 1 月までについて納付済みとなっているものの、申立人の昭和 36 年度及び 37 年度は申請免除となっていることから、元勤務先店主が納付してくれていたと思うとする申立人の主張とは異なっている。

さらに、申立期間①の始期である昭和 38 年 4 月 1 日に申立人は資格喪失している。この日以降について、申立人は国民年金の適用除外要件に該当していないと推認されるため、この資格喪失の意味は不明であるものの、申立期間①について、申立人は国民年金に加入していないこととなる。これらのことから、申立人の元勤務先店主が申立人の申立期間①の国民年金保険料を納付したとは考え難い。

3 申立期間のうち昭和 40 年 2 月から 43 年 3 月までについて

申立人は婚姻後の昭和 40 年 2 月から 43 年 3 月まで（以下、「申立期間②」という。）について、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を併せて納付したと主張しているが、1 で述べたとおり、申立人は婚姻後について 42 年 4 月 1 日に資格取得しており、申立期間①とそれに続く申立期間②のうち 40 年 2 月から 42 年 3 月までの連続する 4 年間について国民年金へ加入していないこととなるため、申立期間②のうち、申立人が 40 年 2 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料を納付したとは認め難い。

また、B 市が作成した申立人の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の昭和 42 年度分の保険料は未納となっており、申立人へ国民年金手帳記号番号が払い出された 43 年度は 43 年 4 月から同年 10 月までを同年 11 月 20 日に、同年 11 月から 44 年 3 月までを同年 2 月 17 日に納付したことが確認できる。

一方、申立人の妻の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和 42 年 4 月から同年 7 月までを同年 4 月 20 日、同年 7 月から同年 9 月までを同年 7 月 14 日、同年 10 月から同年 12 月までを同年 10 月 12 日、43 年 1 月から同年 3 月までを同年 1 月 12 日、同年 4 月から同年 7 月までを同年 7 月 3 日、同年 7 月から同年 9 月までを同年 10 月 2 日、同年 10 月から同年 12 月までを 44 年 1 月 7 日、同年 1 月から同年 3 月までを同年 1 月 14 日にそれぞれ納付していることが確認でき、申立期間②のうち、42 年 4 月から 43 年 3 月までについて、申立人とその妻が同一日に現年度納付したとは認め難い。

さらに、B 市へ申立期間②当時の現年度保険料収納方法について照会し

たところ、当時、3か月ごとの印紙検認方式であったことが確認され、店に
来訪した金融機関へ納付していたとする申立人の主張とは一致しない。

加えて、申立期間②のうち、昭和42年度については申立人の国民年金手
帳記号番号払出日から過年度納付が可能であるが、申立人にはその記憶が無
いことから、これも認め難い。

その上、申立期間②について、申立人の妻から申立期間②当時の納付状況
を聴取しようとしたが、その妻は、国民年金保険料の納付について関与して
いないことを理由に聴取に応じない上、申立人が申立期間②の国民年金保険
料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から37年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から37年12月まで

はっきりした記憶は無いものの、私は、昭和36年8月の国民年金資格取得時から保険料をA市農協での口座振替で納付していたはずである。当時、A市では20歳になれば自動的に国民年金へ加入し、保険料を納付することになっていたはずである。申立期間の保険料を納付したことを示すものは火災で焼失してしまったが、申立期間について未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金加入手続について、申立人が居住するA市では20歳で自動的に手続が行われたと主張しているが、申立期間当時は制度上、国民年金被保険者資格を取得するには加入届出が必要であった。

また、申立人は、申立期間の保険料納付方法について、はっきりした記憶は無いものの、A市農協での口座振替だったと主張している。これについても、A市へ照会したところ、A市では申立期間当時、3か月ごとの納付書による納付であり、納付先も納税組合か市役所内の金融機関であったと回答している。このため、申立人の主張と、申立期間当時の加入手続方法や納付方法が異なることから、申立人のこれらの記憶は曖昧である。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年12月に夫婦連番で払い出されており、このころに申立人は国民年金加入手続を行ったものとみられる。このことから、申立期間当時において申立人は国民年金に加入していないこととなり、申立人が申立期間の保険料を現年度納付していたとは考え難い。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間のうち昭和36年8月から37年9月までの保険料は時効により納付できないこととなる。

その上、申立期間の残りの昭和37年10月から同年12月までの保険料は過年度納付が可能であるが、前述のとおり申立人の申立期間当時の保険料納付に関する記憶は曖昧^{あいまい}であり、同時に加入手続を行ったとみられる申立人の妻も38年1月以降の期間が納付済みとなっているなど、申立人が37年10月から同年12月までの保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情は見いだせない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から41年3月まで

申立期間当時、A市B区において住み込みで仕事をしており、雇用主から国民年金に入るよう勧められて加入した。保険料は雇用主が給与から天引きして、納付していたと記憶している。

申立期間中は転職もせず勤めていたので、保険料納付は欠かすことは無かったと思う。

このため、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、保険料は雇用主が給与から天引きして納付し、その納付方法について記憶は無いと説明していたが、後日、申立人自身が納付していたような気もすると説明を変えている。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和38年12月であり、この時点で国民年金手帳が発行されたはずであるが、申立人は現在所持している41年4月発行の国民年金手帳以外に国民年金手帳があったかどうか記憶に無いとしている等、申立人の当時の状況に関する記憶は曖昧であり、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間当時の雇用主夫婦に当時の状況を聴取したところ、申立期間を含め申立人が住み込みをしていた期間の国民年金保険料については、給与からの天引きはしていないとしており、申立人の記憶と相違している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（給与明細書等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された

ことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から44年3月まで

時期の記憶は全く無いが、国民年金の確認のためA市B区役所へ行ったところ、職員から「最初の一回のみ納付されているが、あとはすべて未納である。」と言われた。

また、その時に、今なら10年間さかのぼって納付することができるとも言われた。このため、その時に納付月数は分からないが、金額の感覚として10万円ぐらいをさかのぼってB区役所で納付した記憶がある。このため、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

なお、納付した当時は義父が自営しており、義父と同居して自営を手伝っていた。このため、夫の保険料は義父に任せており、私の保険料のみを納付した。その後、夫と一緒に保険料を納付するようになった。

第3 委員会の判断の理由

申立人が区役所職員から10年分の保険料をさかのぼって納付できると言われたことや、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しが昭和42年3月であることから、申立人は第1回特例納付（実施期間は昭和45年7月から47年6月まで）により申立期間の保険料を納付したと主張しているものと考えられる。

しかし、申立人が区役所職員から「最初の一回のみ納付されている。」と言われたとする、その納付されていた期間についての申立人の記憶は無い上、申立期間の保険料納付時期及び納付額に関する記憶も極めて曖昧であることから、申立人が申立期間の保険料を納付したとする当時の状況は全く不明である。

また、申立人は申立期間の保険料をA市B区役所で納付したと主張している

が、申立人が納付したとする当時、A市では特例納付の保険料は取り扱っていなかったことから、申立人の主張とは相違する。

さらに、申立人には、昭和42年3月払出しの国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が37年7月に婚姻前の住所地であるC市D区で払い出されているものの、削除処理がされており、保険料の納付に使用された形跡はうかがわれず、これらの国民年金手帳記号番号以外に、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月 29 日から同年 6 月まで

私は、昭和 40 年 9 月 1 日から A 社で瓦の製造作業をしていた。昭和 53 年 10 月ごろ、痛めた腰が悪化して仕事を休むようになったが、保険料は息子に 54 年 6 月まで肩代わりしてもらって支払っていた。申立期間も支払っていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、平成 13 年 12 月 31 日に全喪しており、当時の事業主や事務担当者は、既に亡くなっているため、証言を得ることができない。

また、申立人の厚生年金保険の加入記録は、昭和 54 年 5 月 29 日に喪失しているが、雇用保険はそれ以前の同年 5 月 27 日に離職しているところ、事務担当者が、厚生年金保険の資格喪失日が同年 6 月 1 日であるところを誤って 3 日前の日付で届け出することは考え難く、当該事実をうかがわせる周辺事情や関連資料は見当たらない。

さらに、申立人は、腰痛のため会社を休むようになり、その休職期間中に、老齢年金を受給するために必要な書類を会社へ取りに行った際、退職する旨伝えたと証言しているものの、その具体的な時期等については覚えていない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月から 35 年 9 月まで

申立期間はA社に勤務しており、工場内での製品運搬や港までの運搬の仕事等をしていた。勤務時間は午前8時から午後5時までで、休みは日曜日だった。日給月給の給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた同僚の証言及び当時の勤務実態に関する申立人の申立内容から判断して、申立人は、申立期間に同社に勤務していたと認められる。

しかしながら、A社は、社会保険事務所の記録から、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できるものの、A社が保存する従業員台帳に申立人の名前は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料等はない。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたか否かについての明確な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月から 34 年 7 月まで
社会保険事務所に年金記録照会をしたところ、A社で勤務していた期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。
申立期間にA社に勤務していたことは事実であり、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の同僚の証言から判断して、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、申立期間当時の関連資料を保存しておらず、当時の事務担当者も既に亡くなっていることから、同社における申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除の有無、及び同社が申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得に関する届出を申立てどおりに行ったか否かを確認することができない。

また、申立人が同室だったと証言している者も含め、申立人が同時期に勤務したとしている同僚の中に、厚生年金保険の被保険者記録の無い者が見られることから、事業主は、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月31日から30年4月1日まで

A社における厚生年金保険の加入期間は、社会保険庁の記録では昭和30年4月1日から32年3月21日までとされているが、A社には26年5月ごろ入社したはずなので、申立期間にも厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、保険料控除に係る申立人の記憶も曖昧である。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和30年4月1日であり、申立期間については厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、A社は昭和32年3月21日に全喪しているため、申立人の在籍記録及び厚生年金保険加入記録は確認できない。

加えて、昭和28年1月ごろに入社したと証言しているA社の同僚は、申立人と同じく、新たに厚生年金保険の適用事業所となった30年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 1 月 1 日から 29 年 1 月 5 日まで
② 昭和 35 年 1 月 21 日から 36 年 1 月 4 日まで

申立期間については、厚生年金に加入していた事実があり実際に勤務していたので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料等はない。

申立期間①について、社会保険事務所保管のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和29年1月5日から厚生年金保険被保険者記録が認められるものの、申立期間①においては申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

なお、申立人は厚生年金保険に加入し、昭和23年から28年まで社会保険料をB社会保険事務所へ納付していた証左として、事業主の遺族からの証明書を提出しているが、A社は昭和27年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日以前の保険料は納付することができない上、事業主の遺族によれば、「申立期間①について、厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたことを確認できる資料はない。」との回答である。

さらに、同僚のC氏によれば、「当時の記憶は無い。」との証言で周辺事情を調査することができない。

申立期間②について、社会保険事務所保管のD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和36年1月4日から厚生年金保険被保険者記録が認められるものの、申立期間②においては申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

また、D社によれば、「申立人が勤務していたことは間違いないと思うが、

これを証明できる資料は無い。」との回答である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月1日から24年1月1日まで
② 昭和25年6月1日から27年11月30日まで

私は、昭和23年4月から28年6月までA社に継続して勤務していた。主に外交員をしており、昭和25年6月に上司のB氏、同僚のC氏と共にD支店に転勤した。転勤が多かったので期間の短いところはあきらめているが、E支店とD支店については、集合写真もあるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出を受けた写真から、申立人がA社D支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料等はない。

また、申立期間①について、社会保険事務所におけるA社E支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の名前は無い上、申立期間②についても、同社D支店の被保険者名簿に、申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、A社の在籍及び厚生年金保険加入に係る記録はいずれも廃棄済みで確認できない上、同社によれば、「当時、外交員は厚生年金保険の加入に差異があった。」としており、当時、同社では社員のすべてを厚生年金保険に加入させていたわけではないことが推認される。

加えて、上司のB氏はE支店及びD支店に、同僚のC氏はD支店に、厚生年金保険被保険者記録が認められるものの、両名はすでに死亡しており、周辺事情を調査することができない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月ごろから 40 年 12 月末ごろまで
② 昭和 41 年 1 月ごろから 42 年 3 月ごろまで

昭和 38 年から 39 年ころ、A社に入社し、1、2年後、B所長を頭として12 から 13 名の運転手がC社に異動した。上司として、D氏、E氏、同僚として、F氏、G氏、H氏、I氏、J氏等について記憶がある。

記憶では、その当時、社会保険に加入していたつもりである。

もし、A社に社会保険加入者がいなければ問題は無いが、そうでない場合、私が抜けている訳は無いと考えるので、再度調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料等はない。

申立期間①について、当時の上司のD氏によれば、申立人が提出した写真等により申立人がA社に勤務していたと証言するものの、社会保険事務所における同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

また、A社によれば、「当時の資料が無く、申立人が在籍していたか不明。」との回答で、申立人の在籍が確認できない。

さらに、申立人と同時に入社したI氏及びA社の事務担当者のK氏は連絡先不明で、周辺事情を調査することができない。

申立期間②について、社会保険事務所におけるC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い上、同社は、昭和 60 年 12 月 21 日に全喪、61 年 6 月 10 日に解散しており、申立人の在籍記録及び厚生年金保険加入に係る記録は、いずれも確

認できない。

また、D氏によれば、「C社の所長は、L社から派遣されていたE氏ではなく、M氏で、事務担当者はN氏である。」とのことであるが、E氏は苗字のみで同人の特定ができず、M氏は既に死亡しており、N氏は申立人についての記憶が無く周辺事情を調査することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 11 月から 36 年 6 月まで

私は、中学校の同級生から誘いを受け、A社に入社した。2回目にA社に入社した際の被保険者記録はあるものの、1回目に入社したときの被保険者記録が無い。

給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚からの証言等により、申立人が申立期間にA社で勤務していたことは推認できるものの、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できる関連資料等はない。

また、社会保険事務所におけるA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、同社が新規適用事業所となった昭和29年6月1日から申立人が再入社した37年4月1日までの間に申立人の名前は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、A社によれば、「申立期間の在籍記録、賃金台帳及び厚生年金保険に係る記録は廃棄済みでいずれも確認できない。」としており、保険料控除等の確認ができない。

加えて、申立てに係る同僚2名は死亡しており、周辺事情を調査することができない上、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 900

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月から23年5月1日まで

私は、昭和22年5月から27年1月末日まで継続してA社B出張所に勤務していた。厚生年金保険料を給与から控除されていたと証明できるものは無いが、給与から保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A社B出張所は申立期間直後の昭和23年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社の各支店の厚生年金保険適用開始時期も、いずれも昭和23年5月1日と同日又はそれよりも後となっており、申立人がB出張所以外の支店において厚生年金保険の被保険者であったとも認められない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無く、このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 901

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年ごろから 36 年ごろまで

私は、昭和 34 年ごろから 36 年ごろまで、A社で水道工事の仕事をしていました。同社では、健康保険証をもらった記憶があり、厚生年金保険料が控除されていた覚えもあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立ての事業所は、昭和29年8月7日から31年10月26日までの期間及び51年5月1日以降、現在まで厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できるとともに、申立人は35年9月1日から36年3月29日までは別の事業所における厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。

また、A社が1回目の厚生年金保険の適用事業所であった昭和29年8月7日から31年10月26日までの間に同社において資格取得した同社の前社長を含む7人についても、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い上、A社には申立期間の人事記録等は残っておらず、当時の状況を確認することはできない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月ごろから36年4月1日まで
② 昭和42年3月31日から56年12月まで

私は、昭和34年4月ごろにA社に入社し、約20年勤務したが、厚生年金保険の記録は、36年4月1日から42年3月31日までしかないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、申立ての事業所は、昭和35年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①の一部は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格取得日は、いずれの記録も昭和36年4月1日であるとともに、払出時期は同年5月10日であることが確認でき、社会保険事務所の記録に不自然な状況は見当たらない。

さらに、社会保険事務所が保管している申立期間に係るA社の厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、申立人は昭和44年4月4日から平成20年4月2日までB市における国民健康保険の加入記録があるとともに、社会保険事務所の記録によると、申立人は47年8月19日から52年8月1日までC社の事業主であったことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人の妻は昭和42年5月から47年7月までの期間及び52年8月から平成3年12月までの期間は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付するとともに、申立人がC社の事業主であった47

年8月から52年7月までは同事業所における厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立期間①及び②について、申立人が事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無く、このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 903

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 2 月 1 日から同年 5 月 8 日まで
② 昭和 43 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
③ 昭和 43 年 12 月 20 日から 44 年 1 月 17 日まで
④ 昭和 44 年 12 月 30 日から 45 年 1 月 30 日まで
⑤ 昭和 53 年 8 月 1 日から同年 12 月 15 日まで

私は、A社に昭和43年2月1日から同年11月末日まで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は43年5月8日から同年10月1日までとなっている。

また、B社に昭和43年12月20日から45年1月30日まで勤務していたが、加入記録は、44年1月17日から同年12月30日までとなっており、いずれも、資格取得時期及び資格喪失時期が違っている。

さらに、C社には、昭和53年8月1日から54年4月1日まで勤務していたが、加入記録は53年12月15日から54年4月1日までとなっており、資格取得時期が違っている。

私は、給与の締め日を確認し、満額1か月分が出るように働いていたし、各会社に確認したところ、給料を支払った時点で保険料を控除していたとのことである。各会社に保管してある私の履歴書の期間と、年金特別便との期間に違いがあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格取得日は、いずれの記録も昭和43年5月8日であることが確認でき、社会保険事務所の記録に不自然な状況は見当たらない。

また、申立期間①及び②について、雇用保険の記録によると、申立人は申立期間①及び②に係る事業所において、昭和43年5月8日に資格取得し、同年9月30日に離職していることが確認でき、この記録は厚生年金保険の資格得喪日と符合している。

さらに、A社には申立期間①及び②当時の関係書類は保管されておらず、申立てに係る事実関係を確認することはできない。

申立期間③及び④について、B社が保管している社員名簿及び被保険者資格喪失確認通知書の写しによると、申立人の資格取得日及び資格喪失日は社会保険庁の記録どおりであることが確認できる。

また、雇用保険の記録においても、申立人は申立期間③及び④に係る事業所において、昭和44年1月17日に資格取得し、同年12月29日に離職していることが確認でき、この記録は厚生年金保険の資格得喪日と符合している。

申立期間⑤について、社会保険事務所が保管している申立期間⑤に係るC社の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

また、C社はD社に吸収合併され、申立期間⑤当時の関係書類は保管されていないが、C社経営者の親族である現在のD社E支店長は、「当時は、入社してもすぐに辞める社員が多かったため、入社してもしばらくの間は厚生年金保険の加入手続を行わず、様子を見ることが一般的であった。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月から 40 年 1 月まで
② 昭和 41 年 8 月から 42 年 2 月まで

私は、申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に勤務し、いずれの事業所でも健康保険証をもらっていた。

当時の給与明細書等、厚生年金保険料の控除を証明できるものは残っていないが、これらの事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、これまで厚生年金保険には加入したことは無いとしているところ、社会保険事務所の記録によると、申立ての事業所は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、B社は、申立期間の約1年後の昭和43年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立期間①及び②について、申立人が事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 12 日から 42 年 5 月 21 日まで
昭和 40 年 3 月から 42 年 5 月まで A 社に勤務したが、退職後、脱退手当金を受け取った覚えが無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 42 年 8 月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、A 社の厚生年金保険被保険者原票において、申立人の資格喪失日前後に資格喪失した女性 51 人のうち、受給資格者 17 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、15 人に脱退手当金の支給記録があり、全員が資格喪失日から 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、連絡が取れた同僚 5 人全員が脱退手当金を受給したと証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 6 月 27 日から 48 年 10 月 1 日まで
② 昭和 49 年 1 月 16 日から同年 9 月 21 日まで

社会保険事務所で確認したところ、昭和 41 年 6 月 27 日から 49 年 9 月 21 日にかけて A 社及び B 社に勤務していた期間について脱退手当金を受給している旨の回答をもらったが、脱退手当金を受給した覚えは無いので、当該期間について厚生年金保険の支給対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 50 年 3 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間の事業所を退職後、昭和 55 年 3 月に国民年金に加入するまで年金制度には加入していないことについて、申立人は、「年金に対する関心も無かった。」と回答しており、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月9日から32年12月26日まで
年金記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みとの回答であったが、A社退職後に脱退手当金を受け取った記憶は無いので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和33年3月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日前後に資格喪失している女性34人のうち、受給資格者27人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、17人に脱退手当金の支給記録があり、このうち16人が資格喪失日から約5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 13 日から 34 年 4 月 1 日まで
申立期間には厚生年金保険に加入していたが、脱退手当金を支給しているとのことであった。私は、脱退手当金を支給された記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 34 年 4 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 16 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、13 人に脱退手当金の支給記録があり、その全員について資格喪失日から約 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 34 年 6 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 30 日から 42 年 2 月 22 日まで

私は、脱退手当金を受け取っていないという確かな証拠は無いが、脱退手当金を受け取った覚えが無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 42 年 3 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が勤務していた事業所の被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 42 年 2 月の前後に資格喪失した者 17 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、うち 15 人が資格喪失日から約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 910

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 34 年 1 月 1 日まで

私のA社で勤務した昭和 30 年 4 月 1 日から 34 年 1 月 1 日までの間が、脱退手当金支給済となっているが、受け取ったことは無く、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人より 1 年前に資格喪失し、資格喪失日から 4 か月後に支給記録のある同僚は、「会社の説明により脱退手当金を受給することを選択し、手続は会社がしてくれて、お金をもらって帰った。」と証言していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 4 か月後の昭和 34 年 4 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年3月28日から26年4月14日まで
② 昭和26年4月15日から28年6月3日まで
③ 昭和28年6月3日から32年10月6日まで
④ 昭和32年12月9日から33年6月10日まで

脱退手当金を受け取っていないという確たる証拠は無いが、受け取っている記憶が無いため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、申立期間③の厚生年金保険記号番号が申立期間①、②及び④の記号番号と異なっているにもかかわらず、支給された脱退手当金は、申立期間①、②、③及び④のすべての期間をその計算の基礎としており、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、支給記録のある同僚（資格喪失日から6か月後に支給）によれば、「会社から脱退手当金の説明を受け、退職時に脱退手当金を受給することを選択し、自ら直接、社会保険事務所に脱退手当金の請求をし、受給した。」旨を証言している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 912

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から32年12月15日まで
社会保険事務所で申立期間について脱退手当金を受給したことになっていると聞いた。受給した覚えが無いので、申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所保管の申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、昭和48年1月に国民年金に加入するまで年金制度には加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても申立内容以上の証言は得られず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。